

○国土交通省告示第 号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号、第十八条第九号及び第十九条第三項の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野特有の事情に鑑みて告示で定める基準等を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野特有の事情に鑑みて告示で定める基準等

（育成就労の内容の基準）

第一条 建設分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者が次のいずれにも該当する者であること。
- イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていること。
- ロ 建設業法に基づく監督処分（同法第二十九条第一項第五号による処分を除く。）を受けた日か

ら起算して五年を経過しない者でないこと。

ハ 建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであつて、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。次号において同じ。）に登録していること。

二 育成就労外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。

三 単独型育成就労に係るものである場合は、別記様式により単独型育成就労外国人等が十分に理解することができる言語で規則第十三条第二項第六号ロ(3)に規定する説明を行っていること。

四 監理型育成就労に係るものである場合は、別記様式により監理型育成就労外国人等が十分に理解することができる言語で規則第十三条第二項第六号ハ(4)に規定する説明を行っていること。

五 入国後講習において、労働災害の防止並びに労働者の安全及び健康の確保その他の労働安全衛生に関する講習を実施することとしていること。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条 建設分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一 育成就労外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこととしていること。

二 建設分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

三 建設分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

四 建設分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労外国人の待遇の基準）

第三条 建設分野に係る規則第十八条第九号の告示で定める基準は、育成就労外国人に対し、同等の業務に従事する日本人と同等額以上の報酬を安定的に支払うこととする。

（育成就労外国人の数）

第四条 建設分野に係る申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（次項に規定するものを除く。）に係るものである場合における規則第十九条第三項の告示で定める数は、次に掲げる数とする。

一 申請者の常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員、育成就労外国人及び一号特定技

能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）を含まない。以下この条において同じ。）の総数に二十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

二 前号の規定にかかわらず、申請者が次のイからへまでに掲げる事項を総合的に評価して技能を修得させる能力につき高い水準を満たすと認められる者である場合にあつては、申請者の常勤の職員の総数に十分の三を乗じて得た数（その数が三未満である場合には、零とする。）

イ 技能及び日本語能力の修得に係る実績

ロ 育成就労を行わせる体制

ハ 育成就労外国人の待遇

ニ 出入国又は労働に関する法令への違反、育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

ホ 育成就労外国人からの相談に応じることその他の育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

へ 育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

2 建設分野に係る申請者の行わせる育成就労が単独型育成就労（同時にこの項に規定する数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合においても継続的かつ安定的に育成就労を実施することができるとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めたものに限る。）又は監理型育成就労に係るものである場合における規則第十九条第三項の告示で定める数は、次に掲げる数とする。

一 次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

申請者の常勤の職員の総数	育成就労外国人の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の三
二百人以上三百人以下	四十五人
百人以上二百人以下	三十人
五十一人以上百人以下	十八人
四十一人以上五十人以下	十五人
三十一人以上四十人以下	十二人
十人以上三十人以下	九人
一人以上九人以下	申請者の常勤の職員の総数と同数

二 前号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者である場合にあっては、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

申請者の常勤の職員の総数	育成就労外国人の数
三百人以上	申請者の常勤の職員の総数の十分の三
二百人以上三百人以下	九十人
百人以上二百人以下	六十人
五十人以上百人以下	三十六人
四十人以上五十人以下	三十人
三十一人以上四十人以下	二十四人
六人以上三十人以下	十八人
五人	十五人
四人	十二人
三人	十人
二人	七人
一人	四人

三 前二号の規定にかかわらず、申請者が前項第二号の基準に適合する者（監理型育成就労に係るものである場合にあつては、監理支援を受ける監理支援機関が、次のイからホまでに掲げる事項を総合的に評価して、監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものに限る。）であり、かつ、申請者の住所が指定区域（規則第十九条第二項第三号に規定する指定区域をいう。）にある場合にあつては、次の表の上欄に掲げる申請者の常勤の職員の総数の区分に応じ同表の下欄に定める数

イ 監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況

ロ 監理支援に係る監理型育成就労における技能及び日本語能力の修得に係る実績

ハ 出入国又は労働に関する法令への違反、監理型育成就労外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

ニ 監理型育成就労外国人からの相談に応じることその他の監理型育成就労外国人に対する保護及び支援の体制並びに実施状況

ホ 監理型育成就労外国人と地域社会との共生に向けた取組の状況

一人	五人
二人	八人
三人	十一人
四人	十三人
五人	十六人
六人	十九人
七人	二十一人
八人	二十四人
九人以上三十人以下	二十七人
三十一人以上四十人以下	三十六人
四十一人以上五十人以下	四十五人
五十一人以上百人以下	五十四人
百一人以上二百人以下	九十人
二百一人以上三百人以下	百三十五人
三百一人以上	申請者の常勤の職員の総数の二十分の九
申請者の常勤の職員の総数	育成就労外国人の数

## 附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

(育成就労外国人の数に係る経過措置)

第二条 第四条の規定の適用に当たっては、申請者の常勤の職員には、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っている者は含まないものとする。

(令和元年国土交通省告示第二百六十九号の廃止)

第三条 令和元年国土交通省告示第二百六十九号（建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等）は、廃止する。

別記様式（第1条関係）

## 育成就労の期間中の待遇に関する重要事項説明書

\_\_\_\_\_ 殿

育成就労の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

### 1 育成就労中の待遇

雇用契約期間、就業（育成就労）の場所、従事すべき業務（育成就労産業分野及び業務区分）の内容、労働時間等、休日、休暇、賃金、退職に関する事項、宿泊施設に関する事項、その他の事項については、「雇用契約書及び雇用条件書」のとおりです。

（注意）宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図、周辺地図を添付すること。

### 2 入国後講習中の待遇（入国後講習を実施しない場合は省略）

1 講習手当 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給額・支給内容） <input type="checkbox"/> 無
	②備考	
2 食費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給内容） <input type="checkbox"/> 無
	②育成就労外国人の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有（負担内容） <input type="checkbox"/> 無
	③備考	
3 居住費 (1か月当たり)	①支給の有無	<input type="checkbox"/> 有（支給内容） <input type="checkbox"/> 無
	②育成就労外国人の負担の有無	<input type="checkbox"/> 有（負担内容） <input type="checkbox"/> 無
	③形態	<input type="checkbox"/> 寮（寄宿舍） ・ <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 ・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	④名称	
	⑤所在地	〒 - -  (電話 - - )
	⑥規模	面積（ m <sup>2</sup> ）、収容人員（ 人）、 1人当たり居室（ m <sup>2</sup> ）
4 その他		

（注意）4欄は、1欄から3欄まで以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

### 3 育成就労実施者の変更

育成就労実施者の変更は、やむを得ない事情がある場合（※1）を除き、育成就労外国人が従事すべき業務の分野において定められた転籍制限期間（※2）並びに技能及び日本語能力の要件を満たしており、かつ、優良な育成就労実施者が育成就労外国人の受入れを希望する場合に可能となります。

※1 育成就労実施者の経営上・事業上の都合、育成就労認定の取消し、育成就労実施者における労使間の諸問題、育成就労実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の育成就労実施者の下で育成就労を続けさせることが、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による育成就労先の変更の場合が該当します。

※2 育成就労実施者が業務の分野において定められた転籍制限期間より短い転籍制限期間を定めている場合があります。詳細は、雇用契約書及び雇用条件書を確認してください。

### 4 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務への従事について

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することはありません。

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがあります。

留意点や補償制度等については、別紙「石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について」のとおりです。

### 5 個人情報の提供に係る同意について

育成就労制度の適正な運用を図るため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金へ当該外国人の在留情報（個人情報を含む。）を提供することについて、当該外国人の同意を得ること

同意した

### 6 その他の事項

（注意）特記すべき事項がある場合に記載すること。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名

（申請者（育成就労実施者）との関係）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

年 月 日

育成就労外国人になろうとする者／育成就労外国人の署名 \_\_\_\_\_

別記様式（第1条関係）  
（別紙）

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点や補償制度等について

1 石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事する場合の留意点について

あなたは今回の育成就労において、石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事することがありますが、育成就労実施者は、あなたに健康障害を発生させないための措置を講ずるほか、あなたの健康管理のための健康診断を実施する義務があります。

あなたは、自身の健康障害を防止するため、作業手順を守り、保護具を適切に装着するなど、ルールを守って育成就労を行うほか、育成就労実施者が実施する健康診断を受ける義務があります。

育成就労の申込みは、これらの内容について十分に理解した上で決定してください。

2 労災保険給付について

石綿にばく露することによって、将来、肺がんや中皮腫等の疾病を発症する可能性があります。

石綿を含む建材等が使用されている建築物等の解体等の業務に従事したことがあり、肺がんや中皮腫等を発症し、それが日本で労働者として従事していたことが原因である（業務上の疾病）と認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。

なお、労災保険給付については、あなたが母国に帰国した場合であっても請求することができます。

以上の内容について説明しました。

年 月 日

説明者の氏名 \_\_\_\_\_

（申請者（育成就労実施者）との関係 \_\_\_\_\_）

以上の内容について、上記の説明者から説明を受け、その内容を十分理解しました。

年 月 日

育成就労外国人になろうとする者／育成就労外国人の署名 \_\_\_\_\_